※一斉受付期間開始日から三次受付期間終了日までに利用登録・申請の場合のみ

求職活動申告書

提出日：　　年　　月　　日

板橋区教育委員会　宛

申告者（保護者）

氏　名		電　話	（　　）
住　所			

現在求職活動中ですが、４月からの就労を前提として、以下確認項目に同意のうえ、あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書に記載の区分について、あいキッズの利用を申込（申請）します。

＜確認項目＞確認のうえ、すべてにチェックを入れてください。

【さんさんタイムオレンジ】

☐ ４月からの就労が決まった場合、３/２０（２０日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに「申立書」及び「内定証明書」、「申請事項変更届」をあいキッズに提出し、就労後改めて４月末日までに「就労証明書」及び「申請事項変更届」を提出します。

☐ ４月からの就労が３/２０（２０日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに決まらなかった場合、又は４月からの就労が決まったが利用要件を満たさない場合、３月末日までに「辞退届」をあいキッズに提出します。

【きらきらタイム】

☐ ４月からの就労が決まった場合、３/２０（２０日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに「申立書」及び「内定証明書」、「申請事項変更届」をあいキッズに提出し、就労後改めて４月末日までに「就労証明書」及び「申請事項変更届」を提出します。

☐ ４月からの就労が決まったが、希望する利用区分に該当しなくなった場合、３/２０（２０日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに「利用状況変更申請書」をあいキッズに提出します。

☐ ４月からの就労が３/２０（２０日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに決まらなかった場合、又は４月からの就労が決まったが利用要件を満たさない場合、３月末日までに「辞退届」（区から承認通知書が届いていない場合は「申請取下届」）をあいキッズに提出します。